

# 地方自治法施行令の一部を改正する政令の概要

## 1. 改正内容

- (1) **少額随契の基準額の見直し関係**（地方自治法施行令別表第5、地方公営企業法施行令別表第1及び市町村の合併の特例に関する法律施行令第50条）
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第1号において、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める額（基準額）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされているところ、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、基準額を引き上げることとする。
  - 地方公営企業についても、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）別表第1において、自治令と同種の契約につき、同額の基準額を定めていることから、自治令と同様に基準額を引き上げることとする。加えて、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第50条において、自治令の財務に関する規定について必要な読替えを行っているところ、同条についても所要の規定の整備を行うこととする。
- (2) **普通財産である土地の信託目的の拡大関係**（自治令第169条の6第1項）
  - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5の規定により、地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付け、処分、私権の設定等の行為については、一定の制限が設けられており、普通財産である土地については、当該地方公共団体を受益者として、自治令第169条の6第1項各号に掲げる目的に該当する場合に限り、議会の議決を経た上で信託することが可能とされている。
  - 令和6年地方分権改革に関する提案募集において、「財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること」について提案があったことを受け、同項各号のいずれにも該当しない「森林の施業・管理」について信託することができることとする。
- (3) **その他**（自治令第174条の49の2第1項）
  - 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の一部の施行に伴う所要の規定の整理を行う。

## 2. 施行期日

- (1) 令和7年4月1日、
- (2) 公布の日（令和7年3月28日）、
- (3) 児童福祉法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月1日）